

2016年度予算要求の回答書(その4)

2016年度(平成28年度)予算要求書の回答書です。
今回は 2. 少子化対策・子育て支援の充実を①～⑩です。

2. 少子化対策・子育て支援の充実を
① 子ども医療費助成制度を、国が実施するよう要求すること。(こども家庭課)

今後も、国に対して継続して要求してまいります。

② 県に対し、小児医療費助成制度の補助率の引き上げ、一部負担金の廃止を引き続き要求すること。(こども家庭課)

今後も、県に対して継続して要求してまいります。

③ 保育所の待機児については、施設の増設・拡充や民間施設への助成で解消を図ること。(保育課)

本市では、民間の認可保育所等を対象に運営費の補助等を行い、施設の増設や定員の拡充に努めております。

また、平成28年度におきましては、認定あつぎ保育室からの認可化が2園予定されており、今後も引き続き、運営等の支援を行い、待機児童の解消に取り組んでまいります。

④ 子ども子育て支援新制度が実施されたが、実態を把握し、保育環境の向上に努めること。(保育課)

本市では、保護者の方からの御要望や、保育士からの御意見等をいただきながら実態の把握に努めており、今後も、保育環境の向上に努めてまいります。

⑤ 保育所の障害児・ゼロ歳児・時間外保育

を拡大すること。市内で病児保育が実施できるよう支援策を講じること。(保育課)

障がい児、ゼロ歳児、時間外保育の拡大につきましては、保育施設の整備に併せ、保育サービスの拡充を図っております。

また、病児保育につきましては、厚木市子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育事業の推進のため、調査・研究してまいります。

⑥ 市立保育所については、引き続き公立保育所として存続すること。市立保育所の全園民営化計画を見直すこと。民営化したもみじ保育所の検証を行うこと。(保育課)



本市におきましては、認可保育所の7割が民間保育所であり、利用者のニーズに沿ったサービスが展開されていることから、民間活力を積極的に導入し、迅速で柔軟な対応ができるよう、「厚木市立保育所民営化基本計画」を策定し、すべての市立保育所の民営化を進めております。

また、第一期民営化計画に基づき、もみじ保育所を平成27年度に民営化し、厚木保育所については、中心市街地の整備事業に併せて民営化することとしております。

第二期の計画となる相川、小鮎、玉川、南毛利保育所の民営化につきましては、その時の社会情勢や保育制度の変化、将来的な保育需要などを踏まえて、今後実施計画を策定してまいります。

なお、公立も民間も施設の規模、保育

士の配置人数、保育内容、入所する児童の選考、保育料の決定及び徴収に至るまで、児童福祉法において同一の児童福祉施設認可基準に基づいて運営されていることから、民営化後につきましても引き続き、県と本市で指導監督してまいります。

⑦ 保育士はできる限り正規雇用とすること。(行政経営課、保育課)

保育士につきましては、社会情勢等の変化を見極めた中で、計画的な採用を行うことで必要な人員の確保を図るとともに、今後も適正な保育ができるよう努めてまいります。

⑧ 厚木市子ども育成条例にのっとり、育児休業制度は母親だけでなく父親も取得できることを周知し、全事業所での実施を目指すこと。民間の実施状況を調査し、結果を公表すること。育児休業中の給与保障の拡充を国に求めること。(こども育成課)

本市では、子育て世帯が仕事と子育てを両立できるよう、市内の企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進のための啓発や、父親も取得できる育児休業制度の周知に取り組んでおります。

また、民間事業所における育児休業制度の実施状況につきましては、機を捉えて把握に努めてまいります。

なお、休業中の給与保障につきましては、国・県等の動向を注視してまいります。



⑨ 不育症治療への支援を行うこと。また、国・県へも引き続き支援を要望すること。(健康づくり課、こども家庭課)

不育症治療への支援としましては、国・県等の関係機関と連携を図りながら、不育症に悩んでいる方が適切な相談を受けられるよう、情報の提供に努めております。

また、治療費助成制度の創設については、引き続き国・県に要望してまいります。

⑩ 女性の職業生活の支援を推進するための方策を講じること。マタニティ・ハラスメントなどを相談しやすい体制をとること。(市民協働推進課、産業振興課)

本市では、女性の職業生活における活躍を推進するため、「女性のためのタイムマネジメント講座」をはじめとする各種講座の開催や、男女共同参画の情報誌「ハぁモニ」の発行、公民館まつりでの啓発活動を実施しております。



また、女性のワークライフバランスの充実につきましては、国や県等の関係機関と連携しつつ、市内企業に対して、市ホームページやチラシ等で啓発に努めております。

女性勤労者へのマタニティ・ハラスメントなどの対応につきましては、「勤労者のためのナイター法律相談」を始め、「働く人のための心の悩み相談」を月に1度実施するなど、庁内関係部署や関係機関と連携し相談できる体制を整えております。